

食堂業務委託契約書 (案)

委託業務の内容	食堂調理・提供業務
業務実施の場所	郡山市駅前二丁目11番1号 福島県立郡山萌世高等学校
契約期間	令和4年4月1日より令和5年3月31日まで
契約金額	金 円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
	(注) 「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に10/110を乗じて得た額である。
契約保証金	〇〇

上記業務について、「福島県」を甲とし、「株式会社〇〇〇」を乙として、次の条項により契約を締結する。

(委託業務の履行)

第1条 乙は、甲の指定する係員の指揮監督の下に、別紙仕様書に定めるところにより委託業務を履行しなければならない。

(善管注意義務)

第2条 乙は、善良な管理者として、本業務が生徒の勉強に不可欠な業務であることを認識し、食品の安全衛生に万全の注意を払い、甲の業務に支障をきたすことのないよう、委託業務を履行しなければならない。

(誠実履行の原則)

第3条 乙が、業務を履行するに際しては、甲の指示に従うのはもちろん、甲も乙と協力し、互いに信義に従い誠実に委託業務を履行しなければならない。

(履行の確認)

第4条 乙は、委託業務を履行したときは、そのつど別に定める様式により甲に報告し、確認を受けるものとする。

(資機材・消耗品の負担区分)

第5条 乙は、本業務遂行に必要な機材・設備・器材・消耗品を乙の責任と負担で準備調達、又は場合によっては甲からの借用にて調達するものとする。ただし、甲及び乙の負担が不明確な物品については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(光熱水費の負担)

第6条 乙が委託業務を履行する上で必要とする光熱水費は、甲が負担するものとする。

(現場責任者の選任)

第7条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、現場責任者を選任し、選任された者は、責任を持って指揮監督するものとする。

2 乙は、選任した従業員並びに責任者等の氏名を甲に通知するものとし、異動があった場合も同様とする。また、作業員並びに責任者の変更が生じたときは、事前に甲に協議の上、変更するものとする。

3 現場責任者は、次の事項について乙を代理して乙の従業員を直接指揮命令するとともに、次の業務を実施する。

- 一 乙の従業員の指揮監督及び業務処理
- 二 業務遂行に関する甲との業務連絡及び調整
- 三 業務仕様書に基づき甲との業務連絡及び調整
- 四 その他本契約の目的達成に必要な事項

4 甲は、業務の履行に関する指示等は、乙の選任した責任者に対して行うものとする。
(従業員の確保)

第8条 乙は、あらかじめ本契約履行のために十分な人員を常に確保しておくものとする。
(制服の着用)

第9条 乙は、本業務に従事する従業員に一定の制服を着用させ、氏名を明示し、乙の従業員であることを明確にするものとする。
(損害賠償)

第10条 乙は、業務の遂行上、甲又は第三者の人身及び財産に及ぼした損害については、乙は損害賠償の責に任ずるものとする。ただし、乙の責めに帰すことができないと甲が認めた場合は、この限りではない。

2 乙は、本業務の遂行に当たり、乙の責めにより生じた甲及び第三者に与えた損害の賠償に備えるため、適切な損害賠償責任保険を付保するものとする。
(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。
(秘密の保持)

第12条 乙は、本契約上の履行により知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、乙は、従事者に対し前項の秘密保持に努めさせなければならない。

2 乙が前項に定める義務を怠ったときは、甲は法令の定めるところにより乙に対し損害の賠償を請求することができる。
(委託料の支払い)

第13条 乙は、毎月10日までに前月分の委託料を、甲に請求するものとする。
なお、毎月の委託料は別表「支払明細表」のとおりとする。

2 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲が、その責めに帰すべき事由により委託料の支払いを遅延したときは、乙は、甲に対し、前項の期間満了の翌日から起算して支払の日まで、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(1000円未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満であるときは、その端数金 額又はその金額を切り捨てる。)の遅延利息を請求できるものとする。
(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が契約を履行しないとき。
- 二 乙が委託業務を明らかに履行する見込みがないと認められるとき。

- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 契約の相手方が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - 六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
 - 七 前六号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により業務の提供を停止した場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に業務の提供を停止した日の翌日から甲が契約解除の通知を發した日（乙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならぬ。

（契約の変更等）

第16条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させ、若しくはこれを打切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（契約の終了）

第17条 期間満了、解除、解約等により本契約が終了したときは、乙は本業務に関する一切の書類・物件等を直ちに甲に引き渡さなければならない。

2 前項の場合、乙は、自己所有の什器・備品等を遅滞なく撤去するものとし、甲が指定する期間内にこれらを持ち出さなぬときは、甲は任意にこれを処分できるものとする。

（該合による損害賠償）

第18条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づき不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当販売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲

が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙は、これに応じなければならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(代表者名の変更)

第20条 乙が、代表者の名義を変更するときは、全部事項証明書その他これを証する書面を添えて、甲に届け出なければならない。

(契約外の事項)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲と乙が協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県郡山市駅前二丁目11-1

氏 名 福島県

福島県立郡山萌世高等学校 〇〇 〇〇

乙 住 所

氏 名

(別表 第13条関係)

支払明細表

(単位：円)

業務実施月	委託料	消費税	支払額
令和4年4月			
令和4年5月			
令和4年6月			
令和4年7月			
令和4年8月			
令和4年9月			
令和4年10月			
令和4年11月			
令和4年12月			
令和5年1月			
令和5年2月			
令和5年3月			
合計			

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取扱わなければならない。
(秘密の保持)
- 第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。
- 第3 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報保護の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。
(収集の制限)
- 第4 乙は、業務を行うために個人情報収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
(目的外利用・提供の禁止)
- 第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
(適正管理)
- 第6 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(複写・複製の禁止)
- 第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
(作業場所の指定等)
- 第8 乙は、業務のうち個人情報を取扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。
- 第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関して取扱う個人情報が記録された資料等を持ち出ししてはならない。
(資料等の返還等)
- 第10 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等はこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。
(事故発生時における報告)
- 第11 甲は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(調査等)
- 第12 甲は、乙が業務に関して取扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。
(指示)
- 第13 甲は、乙が業務に関し取扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。
(再委託の禁止)
- 第14 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。
- 第15 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも守らせなければならない。
(損害賠償)
- 第16 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 第17 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は運搬なく甲の求償に応じなければならない。
(契約の解除)
- 第18 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

食堂業務委託仕様書

1 委託の目的

夜間に授業を受ける生徒の健全な身体の発達と適切な食生活の習慣を身につけさせるため、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」(別紙1)に準じて、本校定時制課程の生徒及び教職員に対する食事提供業務を委託により実施する。

2 業務委託期間及び業務実施日数

(1) 業務委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 業務実施日数

「令和4年度食堂業務実施計画」(別表)のとおり

3 業務の内容

(1) 食数及び日数

食数は1日平均20食(最大30食程度)とする。

(2) 食事の提供方法

ア 献立は、夜間学校給食実施基準の別表(第3条関係)の「生徒一人一回当たりの夜間学校給食摂取基準」(別紙2)を参考にして、乙が決める。

イ 食数は、原則として毎月、翌月開始の1週間前(4月は食堂営業日の4日前)までに乙に通知する。

なお、食数の変更は、原則として食堂営業日の4日前(定時制夜間主体校日を除く)までに通知する。

ウ 食事の単価は、食材の実費額相当の300円(税込)とする。なお、食事の単価に変更が生じる場合は、事前に甲と乙が協議し、決定するものとする。

エ 配膳は、セルフサービスとする。

(3) 食事の提供時間

ア 食事の提供は、16時35分から17時20分までとする。ただし、学校行事等により時間を変更する場合があります。この場合、原則として前日までに甲が指示する。

イ 教職員の給食は、17時20分まで食堂で管理する。この時間以降は、乙が職員室に連絡し、担当者の指示により対応する。

ウ 食堂の開錠及び施錠は、乙が行うものとし、開錠16時35分、施錠17時40分とする。

なお、食堂の提供時間を変更する場合は、原則として前日までに甲が指示する。

(4) 食材の発注等

ア 食材の発注は、乙が行うものとする。

- イ 食材費は、毎月末日締めとし、乙が発注伝票を添付した請求書により甲に請求し、甲がこれを乙に支払う。振込手数料については、乙が負担する。

4 経費及び役割の分担

(1) 経費の分担

次の表のとおりとする。

負担者	負担内容
甲	光熱水費、調理器具、食器等の補充に要する経費及び食堂の施設・設備の維持管理に要する経費（防鼠・防虫費を含む）
乙	調理員等の健康衛生管理に要する経費、被服に関する経費及び受託業務の履行に要する消耗品費（洗剤、ラップ、ゴミ袋等）

(2) 役割分担

次の表のとおりとする。

区分	業務内容	甲	乙
栄養管理	施設及び食堂運営の総括	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	メニューの作成及び提出	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	メニューの確認及び保管、嗜好調査の企画及び実施	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	検食の実施及び評価	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	関係機関に提出する書類の作成、確認及び提出	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
調理作業管理	調理及び盛り付け、食器洗浄消毒及び保管	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	管理点検記録の作成	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
材料管理	管理点検記録の確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	食品材料の調達、点検、保管及び在庫管理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
施設設備管理	食堂の施設設備の管理及び設置改修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	その他の設備（調理器具、食器等）の管理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	施設の日常の清掃及びゴミの処理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	ガラストラップの日常の清掃及び管理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	ガラストラップの定期清掃（年1回）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
衛生管理	食品材料及び施設設備の衛生管理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	衣服や清掃状況の確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	業者に対する衛生管理の指示	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	衛生管理簿の作成	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	衛生管理簿の点検、確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
研修等	緊急対応を要する場合の指示	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	調理従事者に対する研修、定期健康診断の実施	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

5 貸与施設、設備等

委託者は、次の施設等を受託者に無償で貸与する。

施設	厨房・食堂（1室）、検収保管室（1室）、休憩室(厨房専用トイレ更衣ロッカーを含む)（1室）
設備	電気デスクユオナー（1台）、業務用冷蔵庫（1台）、チーブル型冷蔵庫（1台）、業務用冷凍庫（1台）、自動式食器洗浄器（1台）、チーブル型冷凍庫（1台）、スチームコンベクションオーブン（1台）、ガスレンジ（1台）、スーズレンジ（1台）、電子レンジ（1台）、電気フライヤー（1台）、水圧洗米機（1台）、ランチジャー（1台）、ガス立体炊飯器（1台）、業務用電子ジャー（2台）、チーサーバー（1台）、包丁・まな板殺菌庫（1台）、フードウオナー（3台）、ウオナーエバーホット（1台）、RT型ゆで麺器（1台）、角型ゆで麺器（1台）、電気式食器消毒保管庫（1台）
器具	食器・調理器具その他厨房機器（1式）

6 業務の従事者

乙は、従業員名簿をあらかじめ甲へ提出し、承認を得るものとする。

7 業務内容の報告

乙は、甲が別に定める食堂日誌を業務終了後、甲に提出する。

また、乙は、毎月の業務報告書に「営業日数」及び「業務従事者名」を記載し、甲に提出する。

8 施設管理及び防火管理

乙は、食堂の施設管理者及び防火管理者を定め、その責任を明確にし、業務終了後の火気の完全消火、ガスの元栓の閉止等火災の防止に万全を期すよう努める。

9 休校の際の対応

業務実施日に地震、台風等受託者の責めに帰すことができないうものにより休校が決定し、業務を中止する場合、休校が決定した時点で甲は乙に連絡をし、食材等の調整を依頼する。この場合、乙は発注済みの食材を休校日以降の献立を調整して使用するものとし、休校当日の食費は生徒に返金する。

10 その他

この仕様書に定められていない事項については、甲と乙が協議して行うものとする。

(別紙 1)

■夜間過程を置く高等学校における学校給食に関する法律

(定義)

第2条 この法律で「夜間学校給食」とは、夜間において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）を置く高等学校において、授業日の夕食時に、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に対し実施される給食をいう。

(学校給食法の準用)

第7条 学校給食法(昭和29年法律第160号)第8条及び第9条の規定は、夜間学校給食の実施について準用する。

■学校給食法

(学校給食実施基準)

第8条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第1項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(学校給食衛生管理基準)

第9条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(別紙2)

夜間学校給食実施基準

(夜間学校給食の実施回数等)

第1条 夜間学校給食(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第2条に規定する「夜間学校給食」をいう。以下同じ。)は、年間を通じ、原則として毎週5回、授業日の夕食時に実施されるものとする。

2 前項の夕食時は、生徒の健康及び教育に支障がないよう定められなければならない。
(生徒の個別の健康状態への配慮)

第2条 夜間学校給食の実施に当たっては、生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に配慮するものとする。

(夜間学校給食に供する食物の栄養内容)

第3条 夜間学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、別表に掲げる生徒1人1回当たりの夜間学校給食摂取基準とする。

別表(第3条関係)

生徒1人1回当たりの夜間学校給食摂取基準

区分	基準値
エネルギー(kcal)	860
タンパク質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%~20%
脂質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の25%~30%
ナトリウム(食塩相当量)(g)	2.5未満
カルシウム(mg)	360
マグネシウム(mg)	130
鉄(mg)	4
ビタミンA(μ gRE)	310
ビタミンB1(mg)	0.5
ビタミンB2(mg)	0.6
ビタミンC(mg)	35
食物繊維(g)	7以上

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。

亜鉛…3mg

- 2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。
- 3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

(別表)

令和4年食堂業務実施計画表

業務実施日数 180日間

2022年 4月 14日間							2022年 5月 19日間							2022年 6月 22日間							2022年 7月 11日間						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3							1			1	2	3	4	5					1	2	3
				○									○			○	○	○							○		
4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10
							○				○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		
11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17
○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		
18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24
○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○									
25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31
○	○	○	○				○	○	○	○	○			○	○	○	○										
							30	31																			
							○	○																			
2022年 8月 7日間							2022年 9月 15日間							2022年 10月 20日間							2022年 11月 20日間						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4						1	2		1	2	3	4	5	6
										○	○											○	○		○		
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
							○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
							○	○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○		
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
○	○	○	○				○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○		○	○		
29	30	31					26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				
○	○	○												○	○	○	○	○			○	○	○				
														31													
														○													
2022年 12月 16日間							2023年 1月 16日間							2023年 2月 18日間							2023年 3月 2日間						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4							1			1	2	3	4	5			1	2	3	4	5
			○	○												○	○	○									
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	6	7	8	9	10	11	12
○	○	○	○	○										○	○	○	○	○									
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	13	14	15	16	17	18	19
○	○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○						○	○		
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	20	21	22	23	24	25	26
○	○	○	○				○	○	○	○	○			○	○	○		○									
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	27	28						27	28	29	30	31		
							○	○	○	○	○			○													
							30	31																			
							○	○																			

※「○」を付した日を業務実施日とする。